

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3件 |
| 厚生年金関係 | 3件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万円、申立期間②及び③は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 29 日
② 平成 17 年 12 月 22 日
③ 平成 18 年 7 月 31 日

私は、平成 17 年 4 月から 18 年 8 月までA社に勤務したが、申立期間①、②及び③に賞与が支払われたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③における標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人の保有する預金通帳、金融機関の保有する申立人に係る普通預金取引明細、A社に申立人と同期入社した同僚の保有する預金通帳及び賞与明細書等並びに当該同僚の回答等から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において、当該同僚と同額の賞与を事業主から支給され、当該同僚と同額の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①、②及び③における標準賞与額については、上記

諸資料等により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は8万円、申立期間②及び③は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは回答が無いものの、申立人のみならず相当数の同僚についても、賞与が支給されているにもかかわらず、当該賞与に係るオンライン記録が無いことが確認されていることから、事業主は賞与支払届を提出していなかったと考えられ、その結果、社会保険事務所（当時）は賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

夫は、昭和20年10月にB社に入社し、55年3月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び同社からの回答等から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に継続して勤務し(昭和35年5月1日にA事業所からC事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が昭和35年5月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合及び保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

私は、昭和46年7月から53年3月までA社及び同社の事業所に継続して勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された資料及び同社の回答等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和47年5月25日にA社から同社B事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格取得日を誤って届け出たとしていることから、事業主は昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。